

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

I 改正の趣旨

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条第1項においては、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならないこととされており、同条第2項においては、業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定めることとされているところ、このうち、業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）別表第1の2において具体的に定められている。
- 業務上の疾病の範囲については、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、平成30年10月から、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において検討を行い、11月30日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、当該報告書を踏まえ、労基則別表第1の2について所要の改正を行う。

II 改正の内容

労基則別表第1の2の疾病に「オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱^{ぼうこう}がん」を追加する。

III 根拠条文

労働基準法第75条第2項

IV 公布日

平成31年3月下旬（予定）

V 施行期日

公布日